



'84

11

No.178号

月号



飛び出しがやめよう！

10月18日に実際に道路で人形とダンプカーを使って交通安全教室が開かれました。

飛び出しあはやめよう！

鹿部消防署及び鹿部消防団
合同火災訓練が行われました。

—事故の恐しさを、人形とダンプカーを使つて実際に勉強しました。

十月十八日、鹿部小学校は、町と町交通安全指導員会、森警察署の協力により、学校前の通学道路で交通安全教室を開きました。

当日は、人形と町のダンプカーを使い、飛び出し事故や、左折するダンプカーの内輪差による巻き込み事故の実験を行いました。

園の全園児は、三班に分かれて見学しましたが、人形がダンプカーにひかれる瞬間、目をつぶったり、悲鳴をあげる子供もいて、飛び出し事故の恐しさを勉強しました。

また、学級の代表がダンプカーの運転席にすわり、運転手の死角について体験確認し、あとで学級会で話しあいました。

十月二十二日、午後二時から鹿部消防署並びに消防団の合同火災訓練が行われました。

この訓練は、毎年一回行なわれているもので、今年は渡島リハビリテーションの協力により行われました。

午後二時、渡島リハビリテーションセンターから一九番通報があり、一階調理室から出火、延焼中で負傷者が一名という想定で開始されました。

消防署から無線で鶴の湯前で待機する各部隊に出動指令が発せられ、サイレン、回転灯をつけて出動し、リハビリ到着と同時に各水利からホースを延長して建物へ放水をしました。

本番となる間訓練で、到着から放水まで速く、日ごろの訓練の成果が十分發揮されました。

終了後の管理着代行川村町長のあいさつでも、消防長講評でも迅速、適格な行動が褒められました。

こうして、消防署と消防団では、有事に備えて日ごろから厳しい訓練を行い、町民の生命と財産の保全に務めています。





△おとうさん△ おかあさん△ ガンバッテます

生涯教育の一環としてスタートした。鹿部町お茶の間大学。お父さん、お母さんが勉強しています。

十月十九日には、商業コースで函館水産試験場室蘭支所長を講師にむかえ「五十九年度のスケトウタラの漁況予測」というテーマで勉強しました。

また、ミセスコースでは、北海道消費者協会の消費生活コンサル

タントを講師にむかえ「健康はまず食生活から」というテーマで勉強しました。

大学では、月一回程度各コース

毎に講座を開いており、受講生は登録制となっていますが、毎回どなたが受講してもよいこととなっています。

あなたも、是非一度受講してみませんか……。

また、講義内容は、受講者の希望により決定いたしますので、開講を希望するテーマ等がありますから事務局まで申し出下さい。

詳しく述べは、町教育委員会社会教育部（☎ 7-321-14）へお問い合わせ下さい。

立部誠一さん（人権擁護委員）

法務大臣表彰をうける

雇用保険が受けられるのは 仕事探しをしている人だけです

11月は雇用保険不正受給防止啓発月間

十月四日、当町の人権擁護委員立部誠一さんが、永年にわたる人権擁護活動が認められ法務大臣から表彰されました。

立部さんは、昭和三十六年十一月一日から人権擁護委員を務められ、今年で二十三年目を迎えました。

雇用保険は、みなさんが失業した場合に、その間の生活と仕事を探しを援助するものです。つまり、積極的に就職しようとする意欲と、就職できる能力があり、実際に仕事探しをしていふ人に限って、雇用保険は支給されます。

（不正受給は厳しく処分）このような、雇用保険の制度の趣旨に反して、就職しているのにその事實を届け出ないなどのやり方で雇用保険を不正に受けた場合は、厳しく処分されます。

処分の内容はケースによってさまざまですが、過誤の場合には、不正に受給した金額の二倍の額を納めなければならなくなったり、罰則などにより処罰されたりすることもあります。

（三百日分の支給額は保険料九十年分）この月間を機会に、現在雇用保険を受けられる方だけで正しく運営されるよう、不正受給に対しては、コンピューター・システムなどを活用することによりその防止、擴充に努めています。しかし、不正受給は依然として後を断ちません。

十一月は、「雇用保険不正受給防止啓発月間」です。

みなさんの中には、「雇用保険は、自分で納めたものだから返ってきて当たり前だ」と思つてゐる人はいませんか？ これは

この月間を機会に、現在雇用保険を受けられる方だけで正しく運営されるよう、不正受給に対しては、コンピューター・システムなどを活用することによりその防止、擴充に努めています。しかし、不正受給は依然として後を断ちません。

十一月は、「雇用保険不正受給防止啓発月間」です。

鹿部今昔

-10-

鹿部小唄のルーツを探る

鹿部小唄は、後藤一利作詞、佐々木章作曲により昭和十三年につくられました。

小唄をつくる事となつた直接のきっかけは、多年にわたる太平洋戦争につかれた住民の士気を高揚する事と地方自治思想を普及するため渡島町村会が、管内の各町村に提案した事でした。作曲者の佐々木氏は、旅まわり一座の座長で、町村会からの紹介を受けた各町村をまわり色々の町村の唄の作曲をしました。從つて当時つくった渡島管内の各町村の唄は、殆んど佐々木氏が作曲したものでした。

詩は、小唄づくりが決定すると広く住民から公募され、当時の鹿部小学校の教頭先生であった後藤一利氏の詩が採用されました。鹿部小唄ができ上った時は、小学校の体育館に住民を集め、発表会を行い、作曲者の佐々木氏の一座が伴奏し、集った住民が練習しました。



大沼電鉄駅(現在のバス会社附近)



にぎわいをみせた本通り(浜通り)



旧郵便局

旧役場

古　お湯の一晩が心に残り
古　桃子口から口さき初めて
古　沖の出船はお山を見やれ
古　湯りや役場の屋根見當て
古　温泉の玄関モダンな駅で
様を待つ間の一やすみ

三、厚きぬ苦難も隆伏も
明けて楽しい村祭り
共に歩めば富良野の
愛の夜暮に月見草
鹿部線の()
晴衣裳

一、月もおぼろな夢の霧
熱い湯瀬に薄く湯づは
二人寄りそい浴行けば
大岩小岩の夫婦波
鹿部うれしや()
湯の香り

二、誰を待つやら駒ヶ岳
恋に身をやく火の煙
なびくあかねに船出下りや
一色千両の灯が招く
鹿部大漁の()
旗振り

四、恋の本別振り捨てて
走るバス(電車)も結子づく
雪も水も何來い
四季に乱れて咲く湯華
鹿部よいと()
ユートピア

五、折戸渡れば早湯も近い
駒の思いを今宵こそ
駒の思ひを今宵こそ
六、私しや本別おぬしと出来慣
しかと吸付く銚子口
七、口説つければいやとも云えず
今宵一夜は留の沢
八、主は浜辺に月澄む夜さは
波のさきやき氣にかかる
九、月もおぼろにシシベの浜は
お湯のゆげやらシブキやら
十、私しや火山で火を吐く思い
消すに消されぬ胸の内
十一、胸の思いを抑えもできず
焼けて火を吹く駒ヶ岳

十二、沿に下りたら鹿部へ電車
駒の岳の裾根を他人頭
十三、桃子口から口さき初めて
氣難直した沿の宿

十四、お湯の一晩が心に残り
かえり見合し沿の宿

鹿部小唄

後藤一利作詞
佐々木章作曲

鹿部情調

三、厚きぬ苦難も隆伏も
明けて楽しい村祭り
共に歩めば富良野の
愛の夜暮に月見草
鹿部線の()
晴衣裳

一、飛んで行きたい鹿部のお湯に
走る車ももどかしや
駒ヶ岳を背に負い前は海

二、忘れしやんすな鹿部の道を
駒ヶ岳を背に負い前は海

三、駒ヶ岳から鹿部を見れば
お湯のゆげやら真帆片帆

四、海はさき波お山は煙
合の裏部は湯氣の中

五、折戸渡れば早湯も近い
駒の思いを今宵こそ

六、私しや本別おぬしと出来慣
しかと吸付く銚子口

七、口説つればいやとも云えず
今宵一夜は留の沢

八、主は浜辺に月澄む夜さは
波のさきやき氣にかかる

九、月もおぼろにシシベの浜は
お湯のゆげやらシブキやら

十、私しや火山で火を吐く思い
消すに消されぬ胸の内

十一、胸の思いを抑えもできず
焼けて火を吹く駒ヶ岳

十二、沿に下りたら鹿部へ電車
駒の岳の裾根を他人頭

十三、桃子口から口さき初めて
氣難直した沿の宿

十四、お湯の一晩が心に残り
かえり見合し沿の宿

広報しがべ

可愛いあの子に
ついてはだされ
いつか温泉宿の
一と宵、二夜じや語りもつきぬ
いつそ鹿部の人となろ。

焼けた石から
萌え出る草木
わしも、気長に待とうもの
ヨイサ ヨイサで
様と逢う夜は雨鳴りさえも
ほんに憎らし やるせない。

浮いて流れる
軽石さえも
岸の花にはチヨイと戻れる
ヨイサ ヨイサで
新川べの その白百合は
特を若葉に チヨイとなびく。
盆の月夜に
あの子と踊り
チヨイと心をひいてみる
ヨイサ ヨイサで
これさ 月夜だ お山が見えて
山の姫みは 火と燃える。
待つと待たると

鹿部小唄(旧)

どちらがつらい
走る電車も もどかしさ
ヨイサ ヨイサの

可愛いあの子に
ついてはだされ
いつか温泉宿の
長留
ヨイサ ヨイサの 長留
一と宵、二夜じや語りもつきぬ
いつそ鹿部の人となろ。

海が焼れても
温泉の里めぐり
逢つてうれしい 夜々の夢
ヨイサ ヨイサの 夜々の夢
沖の光は空闊あたり
わしの胸にも 灯をともそ

鹿部橋附近



相談

消費者
質問箱

回答

各家庭が、災害に対する備えをするには大切なことで、消防器の設置もその一つといえます。しかし、法的には、個々の家庭に消防器の設置が義務づけられているわけではありません。

ところが、

相談例のように、あたかも公的機関や地域の組織から

の訪問のよう

に装い、名を

かたり、設置

義務を強調す

るなどして、

消防器を販売

しません。な

かには「消防

署から来た」

というケース

もあります。

このほか、公的機関をかたる

ものに「郵便局の指導で」など

といつて表札を訪問販売する例

もよく見られます。

家族の氏名

を表示するのは、郵便物などの

配達には望ましいことでしょう

が、強制されるものではありません。

せんなかには、代金だけを受け取り、名前を書いた表札を届けない悪質な業者も見られます。

要以上に購入してしまうことがありますので、十分注意します。

しまう。後になって、かり南

法。だと気づき、解約や返品を

申し出ようと連絡しても、次の

ような理由から、結局、消費者

のほうがあきらめてしまう例が

多いようです。

▼セールスマンの虚偽の説明は口頭なので立証が困難▼商品を受け取り、代金を全額支払った場合には、クリーニングオ

フへ一定期間内なら解約できる

ことは通用されない▼業者が解約に応じない——などのため

交渉期間が長引き、わざわざ

が増す手間、必需品である

といったことから、そのままに

してしまうことが多いのです。

購入を勧められて不審に思われる方は、消防署などにお問い合わせください。

このほか、公的機関をかたる

ものに「郵便局の指導で」など

といつて表札を訪問販売する例

もよく見られます。

家族の氏名

を表示するのは、郵便物などの

配達には望ましいことでしょう

が、強制されるものではありません。

せんなかには、代金だけを受け取り、名前を書いた表札を届けない悪質な業者も見られます。

■かたり商法■
不審に思つたら
名をかたる公的機関などに連絡を

〔ケース①〕セールスマンに「国では、消防器の設置を義務づけている。備えていないと、罰金でらいで済まない」と云われ、購入した。数日後、設置義務はないことが分かり返品を申し出たが、業者は「現金購入を理由に応じない。

〔ケース②〕引っ越して三ヶ月ほどしたとき、セールスマンが訪ねてきて「町会で消防器を販売している。お隣りも購入した」と言つた。しかし、町会とは関係がないことが分かったので解約を申し出たが、応じようとしない。

〔ケース③〕「消防器の点検とアンケート調査に来た」と言うので、消防署から来たものと勘違いし、消防器を購入してしまった。返品したい。

も報告されていますので、気をつけたいもの。消防機関の職員は、消防器の販売や点検を行つていません。こうした悪質な業者やセールスマンの言ふなりになつて、市価より高額なものを必ず

広報しおかべ

ます。

昭和六十年一月十九日任期満了に伴う鹿部町長及び鹿部町議会議員選挙が、任期満了前一ヶ月以内に執行されます。立候補を決意したなら、直ちに選挙運動をしたいのが人情ですが、法律では立候補権を受取られた日から、投票日の前日までの間は法律で定められた範囲内の選挙運動ができるだけで、事前運動は禁止されています。

このことは、選挙運動の時期を特定することにより、各候補者の選挙運動のスタートをできるだけ同時にすることとし、無用の競争を避けるところにそのねらいがあるといわれています。従って、事前運動として禁止されているのは、立候補の届出前ににおける一切の選挙運動であって、買収や戸別訪問のような選挙運動期間中も禁止される行為は明らかのこと、個々面接とか、電話による選挙運動のように選挙運動期間中ならできる行為であっても、これを立候補の届出前に行えば一切事前運動となり

さわやか君

西村宗



問にてのり

私は、五八才になる者ですが、老人いこいの家の入浴と、仲間での使用について教えて下さい。

また、仲間の方々で会合等に利用する場合も、六〇〇以上の方であれば使用することができます。

使用時間は、入浴と同様午前十時から午後五時までとなつております。毎週月曜日が休館日となつています。使用料は、無料で、使用の申し込みは、民生課に備え付けの用紙により申し込みをして下さい。

使用後の後始末は、利用者の責任でお願いします。

その他の老人いこいの家の利用については、民生課へお問い合わせ下さい。

ここが
聞きたい

- 30 -

六

老人いこいの家の入浴は、六〇才以上の方であれば入ることができます。

入浴時間は、午前十時から午後五時まで、毎週月曜日が休館日となっています。



勤労感謝の日
11月23日

益 澤 奈 美	開 本 ク ニ	氏 名		和 野 惠 麻 介	御 堂 大 祐	浦 玲 祐	川 華 輔	伊 村 彰	中 村 彩
○	七 三 才	享 年	おくやみ もうしあげます	武 幸	公 季	秀 人	善 一	輝 巳	輝 巳
鹿 部	鹿 部	住 所		宮 近	本 別	本 別	宮 岩	大 別	大 別

戸籍の窓

世帯と人口

(59・10・31現在)
()は前月比です。

世帯数 1,343世帯 (+4)
 男 2,573人 (+7)
 女 2,560人 (+8)
 計 5,133人 (+15)

—12月の救急病院

- | | | |
|--------|----------------------|-------------|
| 12月2日 |遠藤病院(七飯町) | 0138(6)2070 |
| 12月9日 |渡辺病院、美ヶ丘病院(大野町) | 0138(7)8761 |
| 12月16日 |遠藤病院(七飯町) | 0138(6)2070 |
| 12月23日 |安田医院(七飯町) | 0138(6)7341 |
| 12月29日 |尚仁堂診療所(大野町) | 0138(7)8105 |
| 12月30日 |佐々木外科病院(七飯町) | 0138(6)3520 |
| 12月31日 |沢田医院(鹿部町) | 0138(7)2105 |

— 診療時間は午前 9 時～午後 4 時 —